

令和元年7月8日

富士市議会議長

富士市議会議員 小池義治

議会基本条例第9条3項の規定に基づく文書質問を、下記のとおり行いたいの
で、お取り計らいの程お願い申し上げます。

「まちなかU-40（富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付制度）」の税
収効果について

(1)

平成28年3月15日に行われた建設水道委員会における平成28年度富士市
一般会計予算案の審議の中で、住宅政策課長（当時）より次の発言がされてい
る。

制度の事業効果ですが、今後、年間申請件数を40件と想定し、この制度
による固定資産税増加分を年間520万円と見込んでおります。

用途地域によって土地の評価によって税金は高くなっていくと思いま
すので、周辺部からまちなかへ行けば、当然その辺の差額は税金としてアッ
プする予定でおります。この制度だけのことを言えば、予算額につきまし
ては1件57万円程度を支出いたしますけれども、この制度の効果として、
賃貸物件等にお住まいの方が自分名義の家、土地をお持ちでない方がま
ちなかに住宅を取得した場合は、土地、建物に関する固定資産税が入ってき
ますので、それは約13万円と見込んでおりますので、この制度を使って
定住していただければ、四、五年では返せるのかなという形を考えており
ます。

一方で、令和元年6月28日の富士市議会6月定例会一般質問において、市
長より次の発言がされた。



昨年 10 月 2 日に開催した建設水道委員会協議会で報告させていただいたとおり、市民税や固定資産税につきましては、増収にはつながりませんでした。

この「昨年 10 月 2 日に開催した建設水道委員会協議会で報告」が指し示すのは、資料の次の箇所と思われる。

税収効果：税収増は見込めない（変わらない）

固定資産税（家屋）について、増収が見込めるのは一戸建て住宅の新築などである。申請対象の 7 割を占める分譲マンションや建売住宅・中古住宅については、建築された時点で課税が発生し、この制度の有無に関わらず税収があり、全体としての税収効果は低いものと思われる。市民税については、市内転居による増収は見込めない。

以下、質問する。

- ① 固定資産税の増加については、平成 28 年 3 月 15 日の予算審議で議員に説明した内容が達成されなかったという理解で良いか。
- ② 申請対象の多くが分譲マンションであることは、平成 28 年度予算案提出の時点で予見できていたか。予見できていなかった場合、なぜできなかったのか。予見できていた場合、予算審議で議会に対しなぜ説明しなかったか。

(2)

令和元年 6 月 28 日の富士市議会 6 月定例会一般質問において、市長より次のような発言がされている。

申請者の勤務地が市外である 21 世帯の定住を確保したことにより、住宅取得や家具、家電等の購入及び、奨励金交付に伴う経済波及効果は約 8 億 7 千万円となり、さらに、生活消費に伴う経済波及効果は年間約 8,000 万円となります。このようなことから、市外へ流出せず、市内定住に繋がったことは本制度による約 6,000 万円の支出に対して、一定の効果はあったと考えます。

ここで述べられた経済波及効果は、「申請者の勤務地が市外である 21 人世帯」のうちすべての世帯が「この奨励金がなければ、富士市で住宅を購入しなかった」と仮定した場合の算定である。しかし、この 21 世帯の中には、「元々、富士市に住宅を購入予定だったが、たまたま奨励金の対象になった」という人も含まれる。また、住居を購入するか検討中にこの奨励金を知り「後押しになった」と考えた人においても、数千万円の住宅を購入し一生の住居を決めるにあたって、50 万円程の奨励金の有無がその決断のすべてを左右したとは考えにくい。以下、質問する。

- ①、この 21 世帯のうち「この奨励金がなければ住宅取得しなかった」とアンケートに答えた世帯はどれほどか。
- ②、①の世帯数のみで算定した経済効果はどれほどか。
- ③、②の経済効果によってもたらされる、本市の税収の増額はどれほどか。